

## 千葉市在宅高齢者等おむつ給付等事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は在宅高齢者等に対し、紙おむつの給付又は布おむつの貸与を行うこと（以下「おむつの給付等」という。）により、本人及び介護にあたっている家族を援助し、その日常生活における負担を軽減し、もって在宅福祉の増進を図ることを目的とする。

### (対象者)

第2条 この事業の対象となる者（以下「対象者」という。）は、本市に住所を有し、かつ本市区域内の居宅において介護されている在宅高齢者等で次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項に定める要介護認定を受けた者で常時失禁状態にある者
- (2) 対象者及び扶養義務者等が市民税非課税である者  
扶養義務者等とは、民法（明治29年法律第89号）第725条に規定する者であって、対象者と住民登録地が同一のものをいう。
- (3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護、又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けていない者
- (4) 千葉市障害者日常生活用具費支給事業、又は千葉市在宅重度心身障害者おむつ給付事業による紙おむつの給付を受けていない者

### (申請)

第3条 おむつの給付等を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市が指定する納入業者（以下「納入業者」という。）の中から1つの業者を選定し、在宅高齢者等おむつ給付等申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。

- (1) 調査同意書（様式第1号の2）
- (2) おむつ給付等事業配達相談連絡票（様式第2号）
- (3) 介護保険被保険者証の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

### (決定及び通知)

第4条 市長は前条の申請があったときはその内容を審査し、給付等の可否を決定したときは在宅高齢者等おむつ給付等利用決定（却下）通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 前項の規定により、利用決定した申請書を受領した日が、当該月の1日から10日（土日祝日の場合はその前日）までにあつては当該月から、11日から末日までにあつては当該月の翌月からおむつの給付等を開始するものとする。ただし、申請内容に不備があつた場合は、不備が解消した日を申請書を受領した日とみなすものとする。

3 おむつの給付等の期間は、前項の給付等開始月の初日から、介護保険の要介護認定有効期間終了月の末日までとする。

### (給付)

第5条 おむつの給付等は、納入業者により行うものとする。

2 市長は前条第1項によりおむつの給付等を決定したときは、在宅高齢者等おむつ給付等依頼書（様式第4号。以下「依頼書」という。）により納入業者に通知し、おむつの給付等を依頼するものとする。

3 納入業者は前項の依頼を受けたときは、前条第1項の規定によるおむつの給付等の決定を受けた対象者（以下「利用者」という。）におむつを配達するものとする。この場合において、紙おむつは月1

回、布おむつは週1回以上の配達とする。

(費用の負担)

第6条 市長は、おむつの購入等に要する費用について、次の金額を基準額としてその9割（その金額に1円未満の端数があるときは、端数を切り捨てる。）を給付するものとする。

(1) 介護保険法第7条第1項に規定する要介護状態区分（以下、「要介護度」という。）が、要介護1、要介護2又は要介護3の者は、月額4,000円。

(2) 要介護度が、要介護4又は要介護5の者は、月額8,000円。

2 利用者は、前項に定める基準額の中の1割（その金額に1円未満の端数があるときは、その端数は切り上げる。）、及び基準額を超えておむつ等を納入業者から購入等した場合は、前項基準額との差額の全額を支払うものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、第1項に定める基準額よりおむつ購入等に要する費用の方が安価な場合は、市長はおむつ購入等に要する費用の9割（その金額に1円未満の端数があるときは、端数を切り捨てる。）を給付するものとし、利用者はおむつ購入等に要する費用の1割（その金額に1円未満の端数があるときは、その端数は切り上げる。）を支払うものとする。

(費用の支払い)

第7条 納入業者は利用者におむつを配達した月の翌月に、市長あてに前条第1項及び第3項に定める市負担分の費用を請求するものとする。

2 市長は、前項の請求があったときは、審査のうえこれを支払うものとする。

3 利用者は納入業者からおむつの配達を受ける都度、前条第2項及び第3項に定める利用者負担額及び差額を納入業者に支払うものとする。

(遵守事項)

第8条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 布おむつを使用目的以外に使用しないこと。

(2) 布おむつを洗剤、薬剤等で消毒、殺菌等の処理をしないこと。

(3) 裁断、縫合等により布おむつの寸法、形状を変えないこと。

(4) 紙おむつを適切な方法で処分すること。

(課税状況調査)

第9条 市長は、毎年7月から8月に、利用者及び扶養義務者等の課税状況について調査を行うものとする。

2 市長は、前項の規定による調査により、利用者が第2条第2号に該当しない場合または利用者若しくは扶養義務者等の課税状況が確認できないときは、おむつの給付等の決定を取り消し、在宅高齢者等おむつ給付等利用取消通知書（様式第9号）（以下「取消通知書」という。）により利用者へ通知するとともに、依頼書により納入業者へ通知するものとする。

3 前項の規定に基づく給付の取り消しは、当該年度の9月から適用することとする。

(変更)

第10条 利用者は、氏名、住所、要介護度等又はおむつの給付等を受ける納入業者を変更しようとするときは、在宅高齢者等おむつ給付等変更申請書（様式第5号）により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、変更を決定したときは、在宅高齢者等おむつ給付等変更決定通知書（様式第6号）により利用者へ通知するとともに、依頼書により納入業者へ通知するものとする。また申請が納入業者の変更に係るものであった場合は、変更前の納入業者へ

も通知するものとする。

- 3 前項の規定により、利用者がおむつの給付等を受ける納入業者及び要介護度等の変更をした場合は、申請書を受領した日が、当該月の1日から10日（土日祝日の場合はその前日）までにあつては当該月から、11日から末日までにあつては当該月の翌月から変更を認めるものとする。

（廃止）

第11条 利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、在宅高齢者等おむつ給付等利用廃止届（様式第7号）により市長に届け出なければならない。

- （1）第2条に掲げる要件に該当しなくなったとき。  
（2）おむつの給付等を辞退するとき。

- 2 市長は、前項の届出があつたときは、その内容を調査し該当すると認められるときは、前項1号の場合は要件に該当しなくなった月の翌月から、前項2号の場合は届け出の翌月から、廃止とし、在宅高齢者等おむつ給付等利用廃止通知書（様式第8号）により利用者に通知するとともに、依頼書により納入業者に通知するものとする。

（取消）

第12条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、おむつの給付等の決定を取り消すことができる。

- （1）前条第1項第1号に該当するとき又は死亡したとき。  
（2）偽りその他不正な手段によりおむつの給付等を受けたとき。  
（3）第6条第2項に定めるおむつ代を納入業者に支払わないとき。  
（4）その他市長が事業を利用する必要があると認めたとき。

- 2 市長は、前項に定める取り消しを決定したときは、取消通知書により利用者に通知するとともに、依頼書により納入業者に通知するものとする。

ただし、利用者の死亡等により利用者に通知することが困難なときは、通知を省略することができるものとする。

- 3 市長は、第1項の規定により取り消しをしたときは、当該取り消しに係る期間に関し、既に給付したおむつ代があるときは、その返還を請求することができる。

（補 則）

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は保健福祉局長が定める。

附 則

この要綱は、昭和57年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年8月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前の利用者については、なお、従前の例による。

附 則

この要綱は、平成15年6月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前の利用者については、平成16年4月1日から平成16年6月30日までの間に限り、第5条中「月額8,400円」を「月額10,000円」とする。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前の利用者については、平成20年4月1日から平成20年6月30日までの間に限り、第2条第2項中「要介護認定者」を「要介護認定者及び要支援認定者」とし、第6条中「次の金額」を「月額8,400円」とし、同条第1項及び第2項を適用しない。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年3月11日から施行する。
- 2 平成27年3月11日から平成27年3月31日までに、当該月分の利用決定等を行う場合には、従前の取扱いとする。
- 3 改正前に利用決定されているもの及び上記2で利用決定されたもので、その利用期間が平成27年4月以降も続くものについては、平成27年4月分より本要綱に基づいて利用決定されたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 改正後の要綱第2条第2号及び第9条の規定は、平成30年8月11日以後の申請分について適用し、平成30年8月10日以前の申請分については、なお従前の例による。